

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象
外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三)の十一 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1		控除対象外国法人税額等の計算 特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る	適用対象金額 (別表十七(三)の八)「26」)	8	
本店たる の所在 又は主 たる事務 所	国名又は地域名	2			子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三)の八)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9	
	所在地	3			控除対象配当等の額 (別表十七(三)の八)「15」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	10	
事業年度		4	・ ・		調整適用対象金額 (8) + (9) + (10)	11	
外国法人税	税種目	5			課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三)の八)「28」)	12	
	外国法人税額	6			$\frac{(12)}{(11)}$	13	%
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7			$(6) \times (13)$	14	
外国法人税額等の計算 以外部分対象外国関係会社に係る控除対象	特定対象とするものとし た場合 に該当するものとし た場合 に該当するものとし た場合	適用対象金額 (55)	15	外国金融子会社等に 係る控除対象外国法人 税額等の計算	適用対象金額 (55)	24	
		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税 の課税標準に含まれるもの)	16		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税 の課税標準に含まれるもの)	25	
		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税 の課税標準に含まれるもの)	17		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税 の課税標準に含まれるもの)	26	
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18	調整適用対象金額 (24) + (25) + (26)		27		
	部分適用対象金額 (別表十七(三)の九)「7」)	19	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の十)「9」)		28		
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三)の九)「9」)	20	金融子会社等部分課税対象金額又は個別 金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の十)「11」)		29		
	$20 \leq \frac{(18)}{(20)}$ の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21	%		$29 \leq \frac{(27)}{(29)}$ の場合 $\frac{(29)}{(27)}$	30	%
	$20 > \frac{(18)}{(20)}$ の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22	%		$29 > \frac{(27)}{(29)}$ の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31	%
	$(6) \times (21)$ 又は(22)	23			$(6) \times (30)$ 又は(31)	32	
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額		33				
異動した 場合 が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額		34				
	$(33) \geq (34)$ の場合 $(33) - (34)$		35				
	$(33) < (34)$ の場合 $(34) - (33)$		36	()	円)		
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33)又は(35)		37	()	円)			
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算							
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令		控除対象配当等の額	47		
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39		減算		48		
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	40				49	
		41		小計	50		
算		42		基準所得金額 (39) + (44) - (50)	51		
		43		繰越欠損金の当期控除額	52		
	小計	44		当期中に納付することとなる法人所得 税の額	53		
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45		当期中に還付を受けることとなる法人 所得税の額	54		
	子会社から受ける配当等の額	46		適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55		

別表十七（三の十一）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第1項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法

人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 内国法人が措置法第66条の9の3第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の3第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。